

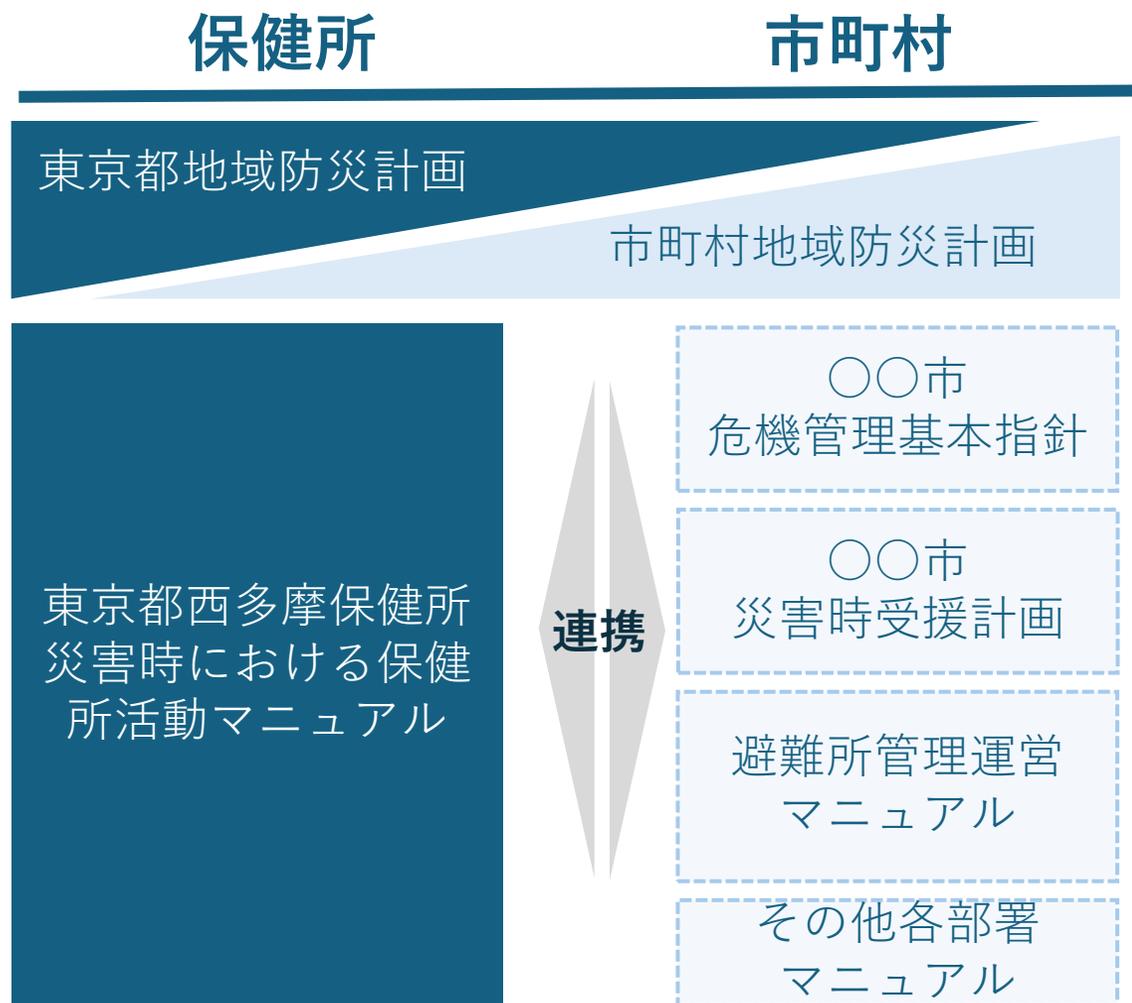
令和7年度 課題別推進プラン

「災害時保健活動における市町村と保健所の緊密な連携体制づくり～風水害に備えて～」について

西多摩保健所 市町村連携課

1 取組の背景 ～規定等の側面から～

■災害時における保健所活動と市町村の保健活動における規定等のイメージ図



【目指すべき姿】

- 保健所市町村が発災時における自身の役割が定まっている。
- 保健所と市町村とが連携して活動していく上での内容等の詳細が定まっている。



連携する具体的内容、連携する上での調整先方法、必要となる情報の収集提供等の確認が必要

【現状】

- 発災時における保健所と市町村との役割、連携していく内容の概要が定まっている。

1 取組の背景 ～規定等の側面から～

■あきる野市地域防災計画の規定内容（参考）

保健所

P190

防疫活動

（2）都の役割

ア 西多摩保健所長は、市長（本部長）の防疫に関する協力要請があった場合、その他必要と認める場合は、保健所災害対策本部組織の一部を動員して協力し、又は他区市町村との調整を図るものとする。

イ 防疫活動を実施するに当たって必要と認める場合は、都医師会又は地区医師会、都薬剤師会等に協力を要請する。

ウ 西多摩保健所長は状況に応じて、食品衛生指導班、環境衛生指導班を編成して、出動させるものとする。業務の内容は次のとおりとする。

- 飲料水の塩素による消毒の確認
- 市民への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布
- 市民への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導
- 避難所の過密状況や衛生状態を調査・確認
- 避難所における室内環境の保持や寝具類の衛生確保のための助言・指導
- 避難所におけるハエや蚊の防除方法についての助言・指導

P259

水の安全確保

対策内容

（2）環境衛生指導班が、飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか、確認を行う。それ以後は、市民が自主的に消毒を行えるように環境衛生指導班が市民に消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。

（3）ライフライン復旧後は、市民が環境衛生指導班の協力を得て給水設備の点検及び残留塩素濃度を確認し、飲用の可否等について、適正に周知する。

市町村

P190

防疫活動

（1）市の役割

ア （略）

イ （略）

ウ 市長（本部長）は、被災戸数及び防疫活動等の実施について、都福祉保健局長に対し、迅速に連絡するものとする。

エ 市長（本部長）は、防疫活動等の実施に当たって、市の対応能力では十分でないとする場合は、都福祉保健局長又はあきる野市医師会長、西多摩薬剤師会あきる野支部あきる野薬剤師会等に協力を要請するものとする。

オ 市長（本部長）は、都が実施する防疫活動について、十分協力しなければならない。

役割・連携することは規定されているが、連携した活動をする上での記載がない。

P259

水の安全確保

対策内容

（1）市は、都が編成する「環境衛生指導班」の協力を得て、飲料水の消毒や消毒効果の確認などの指導を行う。

1 取組の背景 ～想定される連携内容～

■災害発生時における保健所業務に係る活動概要

【健康危機】

- 生活環境（暑さ対策、室内環境、屋外環境）
- 飲料水の衛生
- 食事の栄養
- 食品の衛生
- 毒劇物流出、医薬品確保
- 感染症の流行防止
- 心身の機能低下予防飲料水の衛生
- 食事の栄養食品の衛生
- 心のケア
- 歯と口腔 等

【保健所活動分野】

保健活動
連携体制

保健活動
地域保健

被災状況の総括に
関すること等

食品の安全確保

保健活動
感染症対策

薬事衛生対策

歯科保健活動

環境衛生の確保

保健栄養活動

【市町村活動分野】

都及び他自治体等
からの受援に関す
ること等

保健衛生に関する
こと等

災害地の防疫に関
すること等

応急給水の協力体
制に関すること等

避難所運営及び被
災者の収容保護に
関すること等

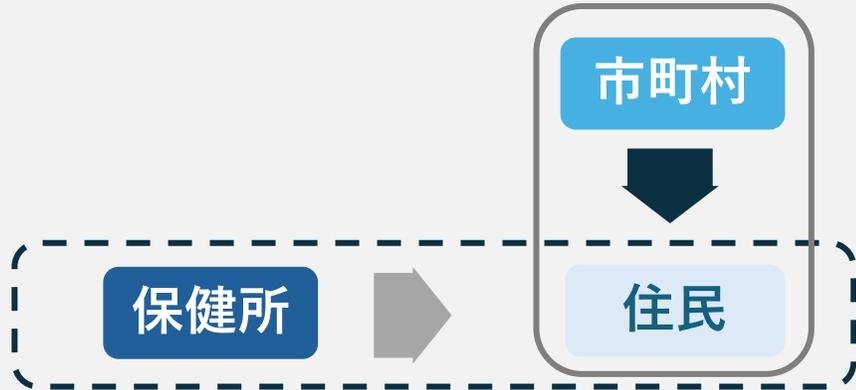
避難者等の応急炊
き出し及び運搬に
関すること等

等

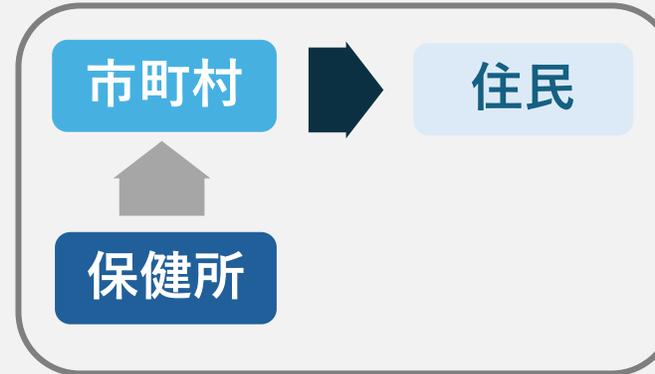
1 取組の背景 ～想定される連携内容～

■連携形態のイメージ例

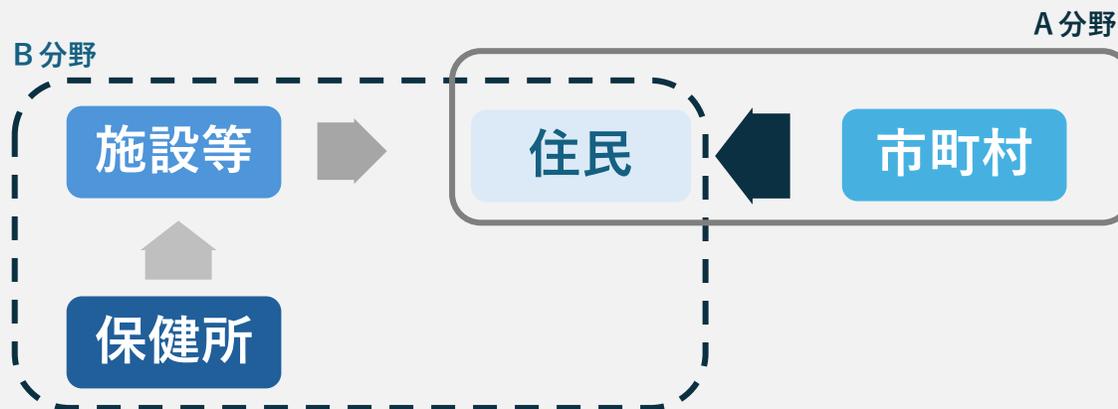
①市町村と保健所が同一の住民を連携して支援をしているケース 【例】食品衛生、環境衛生



②住民支援をしている市町村に対して保健所が支援しているケース 【例】歯科保健



③保健所と関係のある施設等が住民に影響を与えたことにより、別の業務分野の市町村に波及するケース 【例】薬事関係



■保健所が考える連携のポイント

【カウンターパート】

- 連携部署、連携方法

【支援内容】

- 支援内容、支援対象

【情報の共有】

- 連携していく上での基礎情報の共有
- 連携する活動に必要な情報の共有
- それぞれが活動したことの情報の共有

2 令和7年度 課題別推進プランについて ～概要～

■事業名

災害時保健活動における市町村と保健所の緊密な連携体制づくり～風水害に備えて～（2か年プラン）

※災害時保健活動とは、災害発生時に、住民の生命・安全な暮らしの確保を図り、避難生活に伴う二次的な健康被害を予防しながら、被災地域全体の早期復興へ向けた支援を行うことであるが、ここでは保健所が所管する業務範囲（保健師以外が対応している分野を含む）を対象とする。

⇒下線部は市町村災害時保健活動支援ブックP2「災害時保健活動の準備」の記載を引用

■事業目標

- ・災害時の市町村と保健所との連携が円滑に進むように、平時から地域保健関連情報等の内容を踏まえ、互いの活動内容を明確にし共有することで、災害時保健活動を実行可能なものとする。
- ・日ごろより市町村と保健所の顔の見える関係づくりを進め、災害時保健活動を円滑に行えるようにする。

■事業内容

モデル自治体（あきる野市）と共同で災害時連絡体制の整備を行い、その後、他自治体にも展開していく。



連携シート（仮）の作成により連絡体制の整備を図るとともに、その作成過程の中で、保健所と市町村、市町村の所管部署間の関係づくりを進める。

2 令和7年度 課題別推進プランについて ~作業フロー~



シート【都】の作成

5月～9月

シート【市】の作成

10月～

シート【総括】の作成



①支援内容ごとに
順次シートの作成



②シート【都】の提供と
シート【市】の作成依頼



③シート【市】の作成・提出



④報告・相談



⑤調整

⑦報告



⑥作成



2 令和7年度 課題別推進プランについて ~作成物~

■ 連携シート

災害対策連携シート【都活動①】

平時	災害発生前日	発災直後～72時間	発災直後72時間～1週間
----	--------	-----------	--------------

分野	大項目	中項目
1 保健活動	1 連携体制	-

地域防災計画での保健所の役割 市救援救護部 医療・保健活動班は、西多摩保健所と協力し、巡回健康相談等を行うため、保健師・栄養士その他必要な職種を避難所等に派遣する。

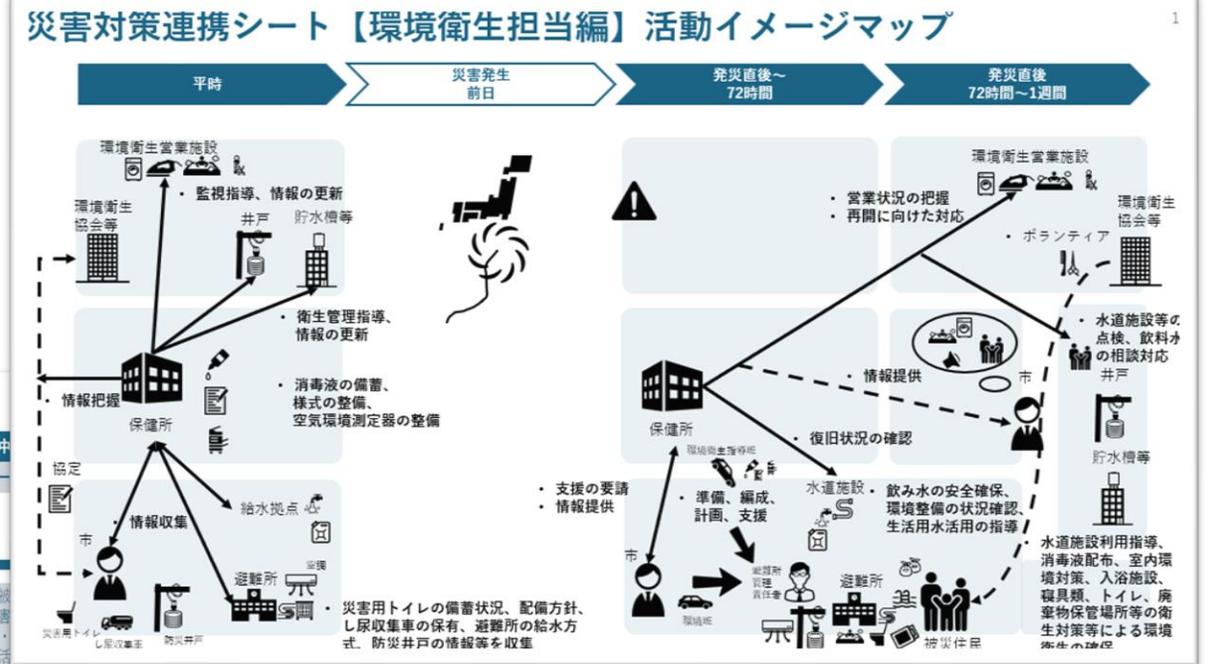
災害時における保健所活動概要 保健所は、管内被災市町村に情報・連絡調整役の保健師の派遣を検討するとともに、外部からの応援チームの調整を通して、保健活動を支援する。こうした活動を通して被災者の健康状態の把握に努め、適切な医療及び療養環境が提供されるよう努める。

担当 市町村連携課市町村連携担当 連絡先：0428-22-6141

収集情報 災害の規模・管内被災状況、ライフライン被害状況、市の被害状況・連絡手段、医療機関の被災・活動状況、医療救護所・避難所（一次、二次、福祉）設置等状況、関連施設の被災状況、救援物資情報

保健所の活動内容	市町村への要望
①災害の規模・管内被災状況、ライフライン被害状況、市の被害状況・連絡手段、医療機関の被災・活動状況、医療救護所・避難所（一次、二次、福祉）設置等状況、関連施設の被災状況、救援物資情報を収集する。	
②保健所災害対策本部（本部長、総合対策部、生活環境安全部、保健対策部で構成）を立ち上げる。	
③市の保健所業務に関係する窓口を確認し、必要な通信手段を確保する。	
④市の災害対策本部、保健・衛生所管課、避難所運営担当部署等から収集した情報を基に連絡調整を行う。	
⑤必要に応じ、市の災害対策本部に直接職員を派遣する（リエゾン職員）を検討する。	
⑥派遣職員（リエゾン職員）は、必要な情報を保健所本部に報告し、市町村支援の企画・調整に役立てる。	
⑦必要に応じて市町村の連絡調整会議や地域災害医療連携会議に出席する。	

■ 活動イメージマップ



情報の種類	具体的内容
災害の規模・管内被災状況	死傷者等人的被害、家屋の転倒、火災発生の状況
ライフラインの被害状況	停電、断ガス、断水、電話不通及びネットワーク通信被害状況、復旧見通
市の被害状況・連絡手段	
医療機関の被災・活動状況	医療機関（夜間・休日診療所等）
医療救護所・避難所の設置等状況	避難所（一次、二次、福祉）の設置状況、避難所入居者の状況、運営体制、自主に避難所の設置及び避難者の状況、避難していない住民の状況
関連施設の被災状況	児童施設、高齢者施設、保護施設、障害者施設、地域包括支援センター、訪問看護ステーション、こども家庭センター、地域活動支援センター
救援物資の情報	食料、生活用品、医薬品

連絡先：042×××

① 医療救護所・避難所の設置等状況
 ② 関連施設の被災状況①
 ③ 救援物資の情報①
 詳細は左表のとおり。

※状況に応じて連絡方法の変更があります。

3 スケジュール（全体） ～11月時点～

■ 令和7年度

事業内容		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
圏域での取組共有	8市町村・保健所連絡会			★							★		
	担当者連絡会					●		●	アドバイザー講演	●			
	協議会							●					
あきる野市との活動内容案作成	保健所ワーキンググループ		シートの作成 月1回程度開催					活動内容の確認等					
あきる野市とのすり合わせ	あきる野市	●挨拶					活動内容の調整						
他自治体への展開	7市町村									1～2自治体			

※アドバイザー助言は四半期に1度程度

■ 令和8年度

事業内容		第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期		
圏域での取組共有	8市町村・保健所連絡会			★							★		
	担当者連絡会					●		●		●			
	協議会							●					
あきる野市との検証確認	あきる野市		検証内容調整		★効果検証	検証内容反映							
	保健所ワーキンググループ		検証内容相談・報告		★効果検証	検証内容相談・報告							
横展開の自治体との活動内容案作成	保健所ワーキンググループ		活動内容の確認等										
横展開の自治体とのすり合わせ	横展開自治体	●挨拶	活動内容の調整										

総括

※アドバイザー助言は四半期に1度程度